

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援契約の締結にあたっては、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。

なお、ご利用者の心身の状況により、ご判断等に支障がある場合は、ご家族または成年後見人等の立会いのうえでご契約をお願いいたします。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 福寿会
代表者氏名	理事長 橋本 康子
法人所在地	愛媛県四国中央市川之江町長須713番地 電話番号 0896-58-5530
設立年月	昭和53年8月14日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名	居宅介護支援事業所 かわのえ
介護保険指定事業者番号	平成11年10月14日指定 愛媛県3870800038号
事業所の所在地	愛媛県四国中央市川之江町長須713番地 電話番号 0896-58-8765
併設サービス	なし
事業所長	石村 一人
管理者	平山 梓
通常の事業の実施地域	四国中央市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、祝日、10/15 及び 12/31～1/3 を除く
受付時間	月～金 8時20分～17時20分 土・日・祝日 休み 但し、電話等24時間連絡可能な体制です
サービス提供時間帯	月～金 8時20分～17時20分 土・日・祝日 休み 但し、電話等24時間連絡可能な体制です

(3) 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	保有資格の内容
事業所長	1名		
事務長	1名		
管理者兼居宅介護支援専門員	1名		介護支援専門員・介護福祉士
居宅介護支援専門員	1名		介護支援専門員・理学療法士

3 事業の目的および運営の方針

(1) 事業の目的

要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、

居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。

(2) 運営の方針

- ①利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう下記の事項を配慮し、公正中立に行います。
 - (ア)事業者は利用者に対して居宅サービスを紹介する際に、複数の事業所を紹介します。
 - (イ)利用者は介護支援専門員が居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることが可能です。
 - (ウ)事業者は利用者またはその家族に対して、事業所で作成された前6カ月間の居宅月間の居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所及び福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の割合や同一事業者によって提供されたものが占める割合の説明を行います。

4 サービスのご利用方法

(1) サービスの利用・契約の開始

まず、相談窓口の電話番号にお電話ください。事業所の介護支援専門員がご自宅に伺い、契約を締結した後、サービスの提供を開始させていただきます。

(2) 契約期間について

契約は、契約手続きを行った日に開始となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了いたします。但し、ご利用者から文書でのお申し出がない場合には、この期間は自動的に更新されます。

(3) サービス・契約の終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

原則として、1か月前までにご連絡ください。尚、緊急やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への居宅介護サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに事業所より文書でお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了となる場合

以下の場合は、自動的にサービスは終了となりますのでご了承ください。

(ア)ご利用者の希望によりご利用者が介護保険施設に入所された場合

(イ)ご利用者の要介護認定区分が要介護から要支援2または要支援1もしくは自立（非該当）と認定された場合。ただし、この場合は、担当地域の包括支援チームがご利用者の情報を提供する等、連携を取らせていただきます。

(ウ)ご利用者がお亡くなりになられたとき

④その他

事業所は、正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合は、居宅介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。

(ア)介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合

(イ)偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合

(ウ)下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

■セクシュアルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話し卑猥な言動をする など

■その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為 など

(エ) サービス利用にあたっての留意事項

■介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに介護支援専門員にお知らせください。

■契約期間中に入院された場合は、入院先である医療機関に担当の介護支援専門員を伝えとともに、居宅介護支援事業所に速やかにご連絡ください。必要に応じ、医療機関に在宅での情報を提供させていただきます。

■居宅介護支援の業務範囲外の内容

下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職を紹介いたします。

業務範囲外の内容	・救急車への同乗 ・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・家事の代行業務 ・直接の身体介護 ・金銭管理
----------	---

5 サービスの利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、費用を請求させていただきます。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 解約料

ご利用者は、いつでも契約を解約することができ、これに伴う解約料の発生はございません。

6 個人情報の保護

(1) 情報の保護および利用の制限

事業所は、業務上知り得たご利用者およびご家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

(2) 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的

の変更についてご連絡いたします。

①法令に基づく場合。

②人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

③国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 守秘義務の継続

この守秘義務は、ご利用者と事業者のご契約が終了した後も守られます。

7 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡いたします。また必要な場合において、利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。

家族または緊急連絡先に繋がらない場合、事業所の判断で医療機関への受診をして頂く場合があります。その際の費用は利用者または利用者の家族にお支払いただきます。

8 入院時の情報提供

医療機関との連携を円滑に行うために、入院時には担当ケアマネジャーの氏名・事業所名・連絡先等を入院先医療機関にお知らせいただきます様、お願い致します。

9 ターミナルケアマネジメント加算

当事業所では以下の要件を全て満たした場合に、ターミナルケアマネジメント加算を算定致します。

- (1) ご利用者が末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した場合（在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）。
- (2) 24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を提供した場合。
- (3) ご利用者又はご家族の同意(※)を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合。

(※)本重要事項説明書において同意をとるものと致します。

10 サービス事業所の選択

ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。また、介護支援専門員に対して、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

11 サービス割合

※別紙をご参照ください。

12 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 か月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14 虐待の防止のための措置

- (1) 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- (3) 虐待防止の指針の整備をします。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (5) 虐待防止の研修会を定期的実施します。

15 身体拘束の適正化に関する事項

- (1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

16 サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます。

苦情受付窓口（担当者）	管理者 平山 梓
苦情解決責任者	施設長 石村 一人
第三者委員	石川昌司（連絡先：090-8699-2166） 友安秀子（連絡先：0896-56-1301） 事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の場から当事業所のサービスに対する意見などをいただいています。ご契約者は、当事業 者への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。
受付時間	月曜日～金曜日 8：20～17：20

行政機関その他苦情受付機関

相談窓口	担当者 平山 梓 ご利用方法 電話 0896-58-8765 ご利用時間 営業日の8：20～17：20
四国中央市介護保険課	所在地 四国中央市三島宮川4丁目6-55 電話番号 0896-28-6025 対応時間 月～金曜日 8：30～17：15
愛媛県 国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101-1 電話番号 089-968-8800 対応時間 月～金曜日 9：00～17：15

17 苦情処理の体制および手順

- (1) ご利用者から苦情および相談があった場合、ご利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- (2) 特にサービス提供事業者に関する苦情である場合には、ご利用者の立場を考慮しながら、事業所の責任者に対して慎重に事実関係の特定を行います。
- (3) 担当者は把握した状況を管理者とともに検討し対応方法を決定します。
- (4) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果の報告を行います。

事業者は、サービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項について説明を行い、交付しました。

事業者 住 所 四国中央市川之江町長須 7 1 3 番地
法人名 社会福祉法人 福 寿 会
理事長 橋 本 康 子 ⑩

事業所 居宅介護支援事業所かわのえ

説明者 氏 名

私は重要事項説明書により、事業者から重要事項について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

四国中央市

氏名

⑩

<代理人>

住所

氏名

⑩

(利用者との関係 :)